

のある行動に出ることを制約されることがあるものと解される。

(4) 貸貸借契約は、契約当事者相互の信頼関係を基礎とする継続的なもので、契約当事者間において信義則が働く場面は、他の契約類型と比較して多くなるものといわなければならない。

(5) 本件賃料額について、本件和解から相当の期間経過後であれば、訴訟当事者において、経済状態や市場動向の変化により賃料増減額を求めるることは許容され得べきである。

(6) 本件和解と本件訴え提起は時間的に近接しており、本件賃料減額請求は訴訟上の和解をもつて紛争を終了させたという趣旨を没却するもので、訴訟当事者間の信義則に反するものと評価せざるを得ない。

(7) 従つて、本件賃料減額請求は、当事者間の信義則に反し、権利濫用というべきでその請求を棄却する。

三 まとめ

本件は、建物賃貸借契約において、賃料減額請求訴訟を提起した借主が、訴訟上の和解をした後五か月後に再び賃料減額請求を提起するには信義則に反し権利濫用に当たるとされる。

た事例である。訴訟上の和解により賃料減額請求訴訟を終了させた場合でも、相当期間経過後であれば、その後の経済情勢、市場動向の変化により賃料の増減額請求は許容されることは本判決も認めているが、和解後五か月

後に再び減額請求を提起するのは信義則に反するとされたのは当然と思われる。なお、本判決については、Xが控訴したが、控訴棄却されたようである。

最近の判例から (12)

賃貸物件の競落と敷金返還債務の承継

(東京地判 平一二・一〇・二六 金商一一三三一五二) 山田 英夫

一 事案の概要

高額の金員が敷金名目で差し入れられる賃貸借契約の目的物件の競落人が、当該金員の一定額を超える部分について返還債務がないことの確認を求めて提訴したところ、当該金員は敷金と権利金の性質を併有するが、賃貸借契約で全額の返還義務が明確に合意されているから、競落人は、全額の返還債務を承継することになるとした事例(東京地裁平成一二年一〇月二六日判決 控訴(後和解))

Zは、昭和五二年、都内の五階建てビルの一階部分をY₁に、二階部分をY₂に、それぞれ店舗目的で賃貸する契約(以下「本件賃貸借契約」という。)を締結した。

本件賃貸借契約には、月額賃料Y₁は一四万円余、Y₂は一二万円余、敷金(以下「本件敷金」という。)Y₁は一、〇七八万円、Y₂は四八〇万円、賃貸借期間はいずれも昭和五二年一二月から三年間という賃貸条件のほか、「貸主は、

借主の明渡し完了後、敷金から一割五分償却し、未払賃料その他の損害を控除後の残額を、借主に返還する旨の条項（以下「本件条項」という。）があった。また、本件敷金の預り証には、「借主の過失で万一火災が発生した場合、損害賠償の一部として收受し、返還しない」等の記載があった。

本件敷金について、Z、Y₁及びY₂は、近隣相場から見て妥当な金額と考え、Y₁は、営業権の対価のようなものだとも考えていた。なお、Zは、本件敷金を本件建物の建築代金の一部にも流用した。

その後、昭和六一年まで本件賃貸借契約は、各々三回に亘り合意更新された。平成元年一月、Zは、Aに本件建物を売却し、Aは、賃貸人の地位及び本件敷金の返還債務を承継した。

平成四年一月、Aに対する抵当権者Bの申請により、東京地方裁判所は、本件建物の競売開始決定を行い、同年三月差押登記がなされた。当該競売の現況調査報告書には、執行官の意見欄に、本件敷金の金額が書かれ、返還義務がある旨記載され、物件明細書の別紙には「保証金（Y₁について一〇七八万円、Y₂について四八〇万円）の主張はあるが、過大であるため、適正敷金相当額を考慮して最低

売却価額を定めた。」旨の記載があった。

平成八年一〇月、Bから賃金債権の譲渡を受けたXは、平成九年八月、本件建物を自己競落して買い受け、本件賃貸借契約の賃貸人の地位を承継した。

Xは、(1)本件敷金は、あまりにも高額で、いわゆる建設協力金等の性質を有し、(2)Xは、執行裁判所の判断した適正敷金額に基づく最低売却価額を信頼して競落したもので、(3)本件敷金全額の返還債務を承継すると不測の損害を被ることになる等の理由により、Xが承継すべき敷金の額は、更新後の税込賃料七か月分（Y₁について一五八万円余、Y₂について一三〇万円余）が相当であるとして、これを超える敷金返還債務が存在しないことの確認を求めて提訴した。

二 判決の要旨

これに対し地方裁判所は、以下のよう判斷を下した。

(1) 本件敷金は、本件条項の記載によれば、基本的に本件賃貸借契約上の債務不履行を担当義務がある旨記載され、物件明細書の別紙には「保証金（Y₁について一〇七八万円、Y₂について四八〇万円）の主張はあるが、過大であるため、適正敷金相当額を考慮して最低

金の額は、高額であり、当事者は、営業上の場所的利息の対価との認識をも有していることから、権利金の性質も有すると認められる。

(2) 本件敷金は、敷金と権利金の性質を併有するが、本件賃貸借契約と密接に関連する重要な要素として、建物明渡し後に償却分等を控除して全額返還される旨明確に合意されているから、本件建物の競売に際しても契約内容として引き継がれるものであり、競落人Xは、本件敷金全額の返還債務を承継したと解するのが相当である。

(3) 競売において執行裁判所が、適正敷金を月額賃料の数か月分程度と認めるのは、最低売却価額を決めるためのものであるが、実際に本件敷金のうちどの程度のものが引き継がれるべきであるかについては、訴訟手続で認定されるべきである。そして、訴訟において本件敷金（償却後）の全額の返還義務が認められると、Xが少なからず損害を被ることになるが、そのことは、開示されている本件賃貸借契約の内容等からすれば、Xにとって不測の損害とはいえない。

(4) 以上により、XのY₁及びY₂に対する返還債務は、それぞれ償却分控除後の九一六万円余及び四〇八万円となり、Xの請求は理

由がないから棄却する。

三 まとめ

建物賃貸借における敷金返還債務の承継について、判例は、賃貸借関係が新賃貸人に対する抗し得る場合には、敷金残額の返還債務は新賃貸人に承継されるとしている（最判昭三九・六・一九民集一八—五一七九五、最判昭四四・七・一七民集二三—一八—一六一〇）。これに対して、権利金は原則として返還されないものと考えられ、判例は、格段の特約のない限り返還されないとしたものがある（最判昭二九・三・一一民集八—三—一六七二、最判昭四三・六・二七民集二二—一六一—四二七）。

賃貸借契約において差し入れられた金銭が敷金か権利金か、どの程度の割合で敷金性が認められるか等は、実務上重要な論点であり、特に本件のような高額の金員については、返還義務の有無が問題になることが多いが、本件では、賃貸借契約において敷金の返還義務が明確に合意されているとして、新賃貸人への敷金返還債務の承継を肯定した。なお、本件のように、競売における執行裁判所による適正敷金額の表示は、あくまで最低売却価額を決めるためのものであり、実際に承継されるべき返還債務の額が争われた場合、執行裁

判所とは異なる判断が下される可能性があるので、競売に参加する者は、入札価額を決め

るに際して、十分な注意が必要である。

最近の判例から

(13)

サブリース契約における賃料減額請求権行使の効果が認められなかつた事例

(東京高判 平一三・三・二八 判タ一〇六八—一一二) 山田 英夫

サブリース契約において、将来の本契約を予定した予約契約に基づいて賃借人（サブリース事業者）が、賃料等改定条項又は借地借家法三三条一項に基づき賃料減額請求権を行使したとして、その賃料確認を求めた事案において、賃借人のいう賃料減額請求は、賃料改定の協議申入れに過ぎず、形成権の行使としての賃料減額請求の効果は認められないとした事例（東京高裁 平成一三年三月二八日判決 上告 判例タイムズ一〇六八号一二二頁）

一 事案の概要

京都港区のY所有の土地に建築予定の賃貸ビルについて、その一部をXが借り受け、その転貸収入をもとにYに一定の賃料を保証する賃貸借予約契約（以下「本件予約契約」という。）を締結した。本件予約契約には、①最低保証賃料月額七、四二八万円余、②賃貸借期間二〇年、③賃貸部分の引渡し日（平成六年四月一日予定）までに本契約を締結する等の条項のほかに、④「本件予約契約締結後賃料や敷金等の賃貸借条件が、本件建物周辺地域における同種建物の賃料相場の変動、その他の経済事情の変動により、不相当となつた場合にはX、Y協議の上改定することができる。」旨の条項（以下「本件改定条項」という。）